

滑川町 障害者福祉ガイド

2022年5月改訂版



ターナちゃん

滑川町マスコットキャラクター

滑川町 福祉課 社会福祉担当

TEL 0493-56-2056

FAX 0493-56-2448

メール：na3411302@town.namegawa.lg.jp

目 次

相談支援について……………	1
障害者手帳の取得について……………	4
医療助成について……………	8
補装具・日常生活用具について……………	14
障害福祉サービスについて……………	21
手当・年金について……………	25
税金控除について……………	29
在宅生活支援について……………	33
社会福祉協議会でのサービス……………	37
公共料金の減免……………	39
町内の公共施設情報一覧……………	46
ライフステージごとの利用サービス例	
障害程度別該当サービス等一覧	

【このガイドをご覧になる前に】

このガイドは、障害のある方及びそのご家族に、福祉施策の概要を紹介し、日常生活の手引きとして活用していただく為に作成したものです。

内容は、おおむね令和4年4月1日現在のものです。

制度の内容が変わることがありますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。

また、障害福祉サービスの給付や助成を受ける為には、事前に申請が必要です。
ご自分で業者から購入したり、業者と契約したりする前に、必ず福祉課の窓口
でご相談くださいますようお願いします。

※このガイドは滑川町のホームページからも閲覧できます。

(<https://www.town.namegawa.saitama.jp/soshikikarasagasu/hukushika/shogaishafukushi/1/3223.html>)

相談支援について

- ① 滑川町役場福祉課社会福祉担当 TEL 0493-56-2056
FAX 0493-56-2448

滑川町にお住まいの障害者、障害児及び難病患者、高次脳機能障害、発達障害等の福祉について相談、情報提供、援護など総合的な福祉サービスの窓口となっています。

- ② 滑川町社会福祉協議会 TEL 0493-56-6345

社会福祉事業の啓発、宣伝などの活動を行っています。また、生活福祉資金貸付事業、ボランティアセンターの運営などを行っています。

- ③ 滑川町保健センター TEL 0493-56-5330

お子様の健診や乳幼児相談、母子健康手帳の発行、親子教室、言葉・発達相談、パパママ教室、訪問指導を行っています。また、生活習慣病予防、栄養指導等も行っています。

- ④ 障害者委託相談支援事業所（滑川町では、以下の3事業所に委託しています。）

事業所名	電話
東松山市社会福祉協議会 総合福祉エリア相談支援事業所	0493-21-5570
医療法人 緑光会 比企生活支援センター	0493-81-7145
社会福祉法人 昂 西部・比企地域支援センター	0493-81-5310

障害者または障害児の保護者からの相談を受付し、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援を行っています。相談は無料です。相談を希望される方は、直接、各事業所へご連絡ください。

☆障害福祉相談会・交流会開催中（予約制）☆

毎月第2火曜日の午前中（日時の変更有）に障害福祉相談会及び交流会（テーマはその都度変わります。）を開催しています。窓口で相談しにくいことや介護の方法、引きこもりでどう関わってよいかわからない、介護者同士の交流をしたいなど専門の相談員が対応いたしますので、ご利用ください。

- ⑤ 埼玉県総合リハビリテーションセンター

所在地 上尾市西貝塚 148-1 TEL 048-781-2222

障害のある方に対し、最もふさわしいサービスを専門的な立場から総合的に相談・判定を行うところです。障害程度や自立支援医療（更生）給付などについて、医学的、心理学的及び機能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行っています。相談、判定を希望される方は、あらかじめ福祉課へご連絡ください。

⑥ 埼玉県高次脳機能障害者支援センター

埼玉県総合リハビリテーションセンター内 TEL 049-781-2236
高次脳機能障害のある方やその家族の相談等に応じています。

⑦ 川越児童相談所 所在地 川越市宮元町 33-1 TEL 049-223-4152

18 歳未満の児童の養育、発達に関する相談に応じ、児童の心理判定、児童福祉施設への入所など必要な指導援助を行っています。
相談、判定を希望される方は、あらかじめ福祉課へご連絡ください。

⑧ 埼玉県発達障害総合支援センター

所在地 さいたま市中央区新都心 1-2 小児医療センター南玄関 3 階
TEL 048-601-5551

発達が気になる子どもの子育ての支援、発達障害のある 18 歳までの子どもと、そのご家族からの電話相談等を行っています。

⑨ 民生・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、行政や関係機関とのパイプ役として社会福祉の増進に努めています。

⑩ 障害者就業・生活支援センター ZAC

所在地 東松山市箭弓町 1-1 1-7 ハイムグランデ東松山 1 階
TEL 0493-81-5623

障害者の就労相談・就労支援を行っています。

⑪ 滑川町障害者虐待防止センター TEL 0493-56-2056

【障害のある人への虐待は法律（※障害者虐待防止法）で禁止されています】

家庭や福祉施設、職場などで障害を持つ方が虐待を受けた時や、それを見たり聞いたりしたときは、滑川町障害者虐待防止センター（滑川町役場福祉課内）にご相談ください。（虐待を受けているご本人はそれを虐待と認めていなかったり、被害を訴えることができない場合もあります）

※障害者虐待防止法とは

障害者虐待防止法が平成 24 年 10 月より施行されました。この法律では、障害のある方への虐待をしてはならないこと、虐待を発見した人は市町村に通報する義務があること、虐待の予防や早期発見のための国・自治体の役割、虐待を受けた人への保護や支援について定められています。

【障害者虐待の例】

身体的虐待	・ 打つ、蹴る、つねる、タバコの火を押し付ける、熱湯をかけるなどの暴力 ・ 無理やり食べ物や飲み物を食べさせられる ・ 部屋に閉じ込められる、戸外に閉め出される、ベッドに縛り付けられる
性的虐待	・ 性的行為を強要される ・ 裸にされたり、体に触られたりする ・ ホルノ雑誌や映像を無理やり見せられる、わいせつな言葉を言われる
心理的虐待	・ 「バカ」などと侮辱されたり、ののしったり、悪口を言われる ・ 仲間外れにされる、無視される ・ 差別的な扱いをして自尊心を傷つけられる
放棄・放置	・ 食事を出さない、量を減らされる、汚れた服を着替えさせてくれない ・ 病気やけがをしても病院に連れて行ってくれない ・ 学校に行かせてくれない、必要な福祉サービスを受けさせてくれない
経済的虐待	・ 給料を規定通り支払ってくれない ・ 年金を渡してくれない、日常生活に必要なお金を渡してくれない ・ 預貯金を勝手に使われてしまう

障害者虐待緊急共通ダイヤル #7171

上記ダイヤルが繋がらない場合は、048-762-7533



⑫ 障害者差別についての相談先

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、不当な差別的取扱いをすることは禁止されています。障害のある方は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったら、下記窓口にご相談ください。

【町の職員による障害者差別】・・・滑川町役場 総務政策課総務担当

TEL 0493-56-2211

【上記以外の障害者差別】・・・滑川町役場 福祉課社会福祉担当

TEL 0493-56-2056

※障害者差別解消法とは

障害者差別解消法が平成28年4月より施行されました。この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。（注）正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

障害者手帳の取得について

●身体障害者手帳

身体に障害のある方が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、県知事から交付されるもので、各種サービスを受けるための基本となるものです。

障害の範囲及び等級

対象となる障害は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、咀嚼（そしゃく）機能、肢体（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能）、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方で、その程度により 1～6 級の区分があります。

<手続き>

- ① 所定の診断書用紙を福祉課で受け取り、身体障害者福祉法の※指定医に診断書の作成を依頼してください。（※埼玉県内の指定医は町で確認できます）
なお、障害の種別によって診断書の用紙が異なりますので、お確かめの上、それぞれの部位を担当する指定医の診断を受けてください。
- ② 作成した診断書・個人番号が確認できる書類・本人確認ができる書類をご持参の上、申請手続きをしてください。
- ③ 手帳の交付は、申請から概ね 1 ヶ月半ほどかかります。県から町へ送付され次第、通知にてご連絡いたしますので、来庁時に、写真（たて 4cm×よこ 3cm）1 枚をご持参ください。

<手続きに必要なもの>

- ① 診断書（所定の様式に指定医が記入したもの）
- ② 個人番号が確認できる書類と、本人確認ができる書類

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

●療育手帳 【本人聴き取り 有】

知的に障害のある方に対し、各種サービスや相談を受けやすくするために県知事が交付する手帳です。障害の程度を埼玉県では、A、A、B、Cで表示しています。

<手続き>

- ① 下記書類をご持参の上、申請手続きをしてください。申請書は、本人が18歳未満の場合は児童相談所へ、18歳以上の場合は埼玉県総合リハビリテーションセンターへ送付し、障害程度の判定を致します。
- ② 判定は、面接によって行いますので、後日、連絡があり次第、各相談所へ行って頂きます。なお、18歳以上の場合は、町職員と一緒に面接に立ち会います。
- ③ 知的障害と認められた場合は、県から手帳が交付されます。県から町へ送付され次第、通知にてご連絡いたしますので、来庁時に、写真（たて4cm×よこ3cm）1枚をご持参ください。なお、18歳未満で取得した手帳には有効期限があり、原則として3年～5年ごとに再判定を行います。

<手続きに必要なもの>

- ① 母子手帳（参考）
- ② 小学校・中学校の通知表（参考）
- ③ 知能検査の結果（受けたことがある方）
- ④ 個人番号が確認できる書類と、本人確認ができる書類

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

●精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある方が、一定の精神障害の状態にあることを認められた場合に、県知事から交付されるもので、各種の支援、自立や社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。障害程度により、1級、2級、3級に区分されています。

<手続き>

- ① 所定の診断書用紙を福祉課で受け取り、かかりつけの医師に記入していただきます。下記書類をご持参のうえ、申請手続きをしてください。
- ② 手帳の交付は申請から概ね2～3ヵ月かかります。県から町へ送付され次第、通知にてご連絡いたします。また、手帳の有効期間は2年間で、更新手続きは有効期間の3ヵ月前から申請可能です。

<手続きに必要なもの>

- ① 診断書（初診日から6ヶ月を経過した日以後に作成されたもの）
または精神障害を支給事由として障害年金を受給されている場合、
年金証書及び年金払込通知書等の写し
- ② 個人番号が確認できる書類と、本人確認ができる書類
- ③ 写真の貼付を希望される場合は、写真1枚（1年以内に撮影された脱帽して上半身を写したもので、たて4cm×よこ3cmのもの）
- ④ 自立支援医療（精神通院医療）を同時に申請される場合は、世帯全員の保険証

<障害者手帳交付後の手続き>

障害者手帳については、障害の程度の変更、手帳の紛失、き損、住所変更などが生じた場合、手帳を必要としなくなった場合は手続きが必要です。

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

●サポート手帳 【パンフレット有】

乳幼児期から成人期に至るまで、一貫した支援を受けたり、様々な生活場面で障害を適切に理解してもらったりするための支援手帳です。

主に発達障害のある方やその家族へのよりよい支援を目指して、埼玉県で作成したものです。必要に応じて、発達に気がかりな方など、それ以外の方でも使用することができます。

配布窓口 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056



コバトン

●ヘルプマーク・ヘルプカード 【パンフレット有】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見から分らない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

かばんにつけられるようにタグを配布しています。
お渡しの際に簡単な聞き取りをさせていただきます。

ヘルプカードにつきましては、福祉課窓口での配布、滑川町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。



配布窓口 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

●オストメイトカード

オストメイトとは、人工肛門及び人工膀胱を造設している方をいいます。

緊急時や災害時など自分ではストーマ装具を準備できない場合などに援助者にカードを提示することで迅速に対応することができ、自らのストーマ装具の種類や購入先などの管理・確認にも便利に利用できるように、オストメイトカードを配布しています。

滑川町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

配布窓口 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

医療助成について

●重度心身障害者医療費助成 [公費番号 82]

対象者が病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（付加給付、高額療養費、生活療養費を除く）について助成します。

＜対象者＞次に該当する障害者手帳を交付された方

- ・ 身体障害者手帳 1 級～3 級の方
- ・ 療育手帳 A、A、B の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方（精神病床への入院費用を除く）
- ・ 後期高齢者医療制度の障害認定者（65 歳未満で障害認定を受けられる状態にあった者に限る）

※平成 27 年 1 月以降に 65 歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は、助成対象外となります。また、平成 31 年 1 月 1 日より所得制限が導入され、一定所得以上の方は支給停止となります。

＜助成方法＞

（1）滑川町協定医療機関※で受診した場合

保険証と受給者証を提示することにより、窓口での支払いが不要になります。

ただし、次の場合は窓口払いが必要になります。

- ① 保険証と受給者証を提示しなかった場合
 - ② 同一医療機関等で入院・通院別に月額 21,000 円以上かかる場合
- これらの場合は、（2）と同様の手続きとなります。

（2）滑川町協定医療機関以外で受診した場合

医療機関窓口で医療費を支払い、医療費請求書に証明を受けるか、領収書を添付し町へ請求してください。

- ① 医療機関等に医療費の証明を受ける場合は、診療科ごとに 1 ヶ月分単位となります。
- ② 請求書に添付する領収書は、受診者名、診療年月日、領収金額、医療保険点数、発行医療機関名、受領印の記載のある原本でお願いします。

高額療養費等に該当し、確認に時間を要する場合には、支給が遅れることがあります。

※滑川町協定医療機関一覧は、福祉課窓口にあります。

※請求書は福祉課窓口にあります。また滑川町ホームページからダウンロードすることもできます。

＜手続きに必要なもの＞

- ① 障害者手帳 ② 健康保険証 ③ 受給者名義の預金通帳 ④ 印鑑

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

●自立支援医療（更生医療）の給付【本人聴き取り有】[公費番号 15]

＜対象者＞ 18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方

＜内 容＞

身体障害の状態を軽減したり、自立した日常生活を営むために必要な医療を、都道府県が指定する医療機関で受けた場合に支給されます。（手術前に身体障害者手帳を所持していることが前提です。）

（角膜手術、関節形成術、人工透析療法、腎移植など）

なお、原則 1 割の自己負担があります。ただし、所得水準に応じた負担上限額が設定されています。

＜手続き＞

- ① あらかじめ受ける医療に関する障害名の入った身体障害者手帳が必要となります。（同時申請可能。）
- ② 所定の診断書用紙を福祉課で受け取り、医療を受ける病院（県指定の医療機関）で記入していただきます。
- ③ 町へ診断書・個人番号が確認できる書類・対象者が加入している保険の世帯全員の保険証の写しをご持参のうえ、申請手続きをしてください。
- ④ 初回につきましては、本人の聞き取りをしますので、本人の来庁をお願いいたします。来庁が難しいようであれば、自宅等へ職員が訪問いたします。
- ⑤ 診断書、本人調書を埼玉県のもっときょうだい相談所へ送り、判定をいたします。
- ⑥ 判定書が埼玉県から判定書が届き次第、受給者証をお送りいたします。（おおむね申請から 1 か月半ほどかかります。）

＜手続きに必要なもの＞

- ① 障害者手帳 ② 健康保険証（保険世帯全員分） ③ 更生医療用診断書

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

●自立支援医療（育成医療）の給付 [公費番号 16]

<対象者及び内容>

次のような障害・疾患のある18歳未満の方で、指定医療機関で手術等の医療を受け、確実な治療効果を期待できる場合、指定医療機関で必要な医療給付を行います。

育成医療の対象疾患例

- （肢体不自由によるもの）内反足、尖足奇形、側弯症など
- （視覚障害によるもの）内斜視、白内障、角膜白斑など
- （聴覚・平衡機能障害によるもの）中耳奇形、慢性中耳炎など
- （音声・言語・咀嚼機能障害によるもの）口蓋裂、口唇裂など
- （心臓機能障害によるもの）心室中隔欠損、ファロー四徴症など
- （腎臓機能障害によるもの）慢性腎不全、人工透析など
- （小腸機能障害によるもの）食道閉鎖、臍帯ヘルニア、肛門閉鎖など
- （肝臓機能障害によるもの）胆道閉鎖症、肝硬変など
- （その他内臓機能障害によるもの）小腸軸捻転、巨大結腸症など
- （ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害によるもの）抗HIV療法等

<手続き>

- ① 所定の診断書用紙を福祉課で受け取り、医療を受ける病院（県指定の医療機関）で記入していただきます。
- ② 町へ診断書・個人番号が確認できる書類・対象者が加入している保険の世帯全員の保険証の写しをご持参のうえ、申請手続きをしてください。
- ③ 診断書を滑川町保健センターの保健師により判定を行います。
- ④ 判定書が届き次第、受給者証をお送りいたします。
（おおむね申請から2週間ほどかかります。）

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

<手続きに必要なもの>

- ① 健康保険証（保険世帯全員分）
- ② 育成医療用診断書

●自立支援医療（精神通院医療）の給付 [公費番号 21]

<対象者及び内容>

精神障害の治療のために継続的な通院医療を受けている方に対して、医療費の一部を公費で負担します。

<手続き>

- ① 所定の意見書用紙を福祉課で受け取り、通院先の医療機関で記入していただきます。
- ② 必要書類をご持参のうえ、申請手続きをしてください。
- ③ 受給者証の交付は、おおむね申請から2～3ヶ月ほどかかります。県から町へ送付され次第、受給者証をお送りいたします。受給者証が手元に届く前に受診する際は、申請書の控えを医療機関に提示してください。また、自立支援医療（精神通院医療）の有効期間は1年間です。継続（再認定）の手続きは、有効期間の3ヵ月前から申請可能で、意見書の提出が2年に一度必要です。

<手続きに必要なもの>

- ① 意見書（精神障害者保健福祉手帳を同時に申請される場合は、手帳用診断書で申請可能のため意見書は不要です。）
- ② 対象者が加入している保険の世帯全員の保険証
- ③ 個人番号が確認できる書類と、本人確認ができる書類
- ④ 所得を確認する書類（省略できる場合がありますので、お問い合わせください。）

<自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付後の手続き>

自立支援医療受給者証（精神通院医療）については、紛失、破損、医療機関や住所などの内容に変更があった場合は手続きが必要です。

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

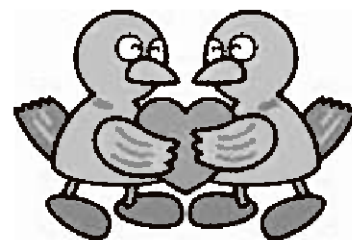
●先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付 [公費番号 51]

<対象者>

20 歳以上で埼玉県内に住所を有し、以下の疾患の治療を受けている方で、国民健康保険等何らかの医療保険に加入している方が、保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費の助成を行っています。

- 1、第Ⅰ因子（フィブリノゲン）欠乏症
- 2、第Ⅱ因子（プロトロンビン）欠乏症
- 3、第Ⅴ因子（不安定因子）欠乏症
- 4、第Ⅶ因子（安定因子）欠乏症
- 5、第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）
- 6、第Ⅸ因子欠乏症（血友病B）
- 7、第Ⅹ因子（スチュアートプラウア）欠乏症
- 8、第ⅩⅠ因子（PTA）欠乏症
- 9、第ⅩⅡ因子（ハイグマン因子）欠乏症
- 10、第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症
- 11、von willebrand（フォン・ウィルブランド）病

※血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症についても医療給付の対象となります。（他の対象疾患と異なり年齢制限はありません）



ヨバトン

窓 □ 東松山保健所 TEL 22-0280

●小児慢性特定疾病医療の給付

次の病気にかかって治療している 18 歳未満の方を対象に医療費の給付を行っています。（新規申請は 18 歳未満まで。ただし、既に給付を受けており、引き続き治療が必要で一定の状態にある場合には 20 歳未満まで）

※令和3年11月1日現在、788疾病が対象です。

1	悪性新生物	8	先天性代謝異常
2	慢性腎疾患	9	血液疾患
3	慢性呼吸器疾患	10	免疫疾患
4	慢性心疾患	11	神経・筋疾患
5	内分泌疾患	12	慢性消化器疾患
6	膠原病	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
7	糖尿病	14	皮膚疾患



湖川町マスコットキャラクター
クーナちゃん

詳しい情報などは、小児慢性特定疾病情報センター

<https://www.shouman.jp/>

申請窓口 東松山保健所 TEL 22-0280

●未熟児養育医療の給付

<対象者及び内容>

次のいずれかに該当する1歳未満の乳児で、養育のため病院に入院することが必要な場合、必要な医療の給付を行う制度です。

- 1、出生時の体重が2,000g以下のもの
- 2、生活力が特に薄弱で、医師が特に入院養育を必要と認めたもの

窓 □ 滑川町保健センター TEL 56-5330

●指定難病の医療給付

いわゆる難病のうち、埼玉県内に住所を有し、指定難病の治療を受けている方を対象として医療費の給付を行っています。詳しくは、東松山保健所にお問合せください。

※令和3年11月1日現在、338疾病が対象です。

窓 □ 東松山保健所 TEL 22-0280

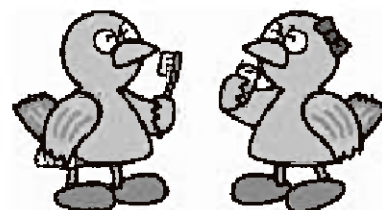
●障害者歯科診療

障害者・児の方が身近な地域で歯科治療が受けられるように、県立施設障害者歯科診療所を設定しています。下記のほかに、明海大学歯学部付属病院などでも障害者歯科診療を行っています。

埼玉県総合リハビリテーションセンター	048-781-2222
埼玉県社会福祉事業団そうか光生園	048-936-5088
埼玉県社会福祉事業団嵐山郷	0493-62-0589
埼玉県社会福祉事業団あさか向陽園	048-466-1411
埼玉県社会福祉事業団皆光園	048-573-2021
埼玉県歯科医師会口腔保険センター	048-835-3210

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

※新規の利用は町への申請が必要です。



コバトン

補装具・日常生活用具について

●補装具費（購入・修理・借受）の支給

身体障害者・児の失われた身体機能を補完または代替、難病患者等の身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活を容易にするために補装具の購入または修理に要した費用について、補装具費の支給を行っています。

原則として購入等費用の1割が自己負担ですが、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。なお、一定所得以上は対象外となります。

※すでに購入してしまったものへの支給はおこなっていません。

【補装具の種類】（例）

対 象	種 目
視覚障害者用	視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡等
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	義肢、装具、（電動）車椅子、座位保持装置等
	※ 児童のみ対象 排便補助用具、頭部保持具、起立保持具、座位保持具等
難病患者等	車椅子、重度障害者用意思伝達装置、装具等

◎新規の場合には医学的意見書や更生相談所の判定が必要になることもありますので、事前に福祉課にご相談ください。難病患者等の方は、病名がわかる受給証等が必要になります。

<申請から支給までの流れ>（18歳以上の場合） 【本人聴き取り有】

- ① 福祉課へ相談してください。
- ② （補装具の種類によって）指定医師の意見書・見積書などを取り寄せて、福祉課へ申請してください。
- ③ 埼玉県総合リハビリテーションセンターへ判定依頼をします。
- ④ 補装具によっては、更生相談所での判定が必要になります。
- ⑤ 県から町へ判定結果が送付され次第、町から業者に支給券を送付します。
- ⑥ 業者は装具を作成し、本人に納品します。
受け取ったら支給券に署名してください。
- ⑦ 業者が町へ代金を請求し、町は業者へ支払をします。
（1割負担分を業者にお支払ください。）



※児童の場合は、育成医療機関で作成された補装具費支給（修理）意見書により、市町村が支給決定します。

●日常生活用具の給付

在宅の重度障害者・児及び難病患者等に対し、日常生活を容易にするための日常生活用具を給付しています。なお、障害の種類、等級、年齢などにより給付に制限があります。

原則として基準額となる購入費用の1割が自己負担ですが、所得水準に応じて負担の上限額が設定されています。

※すでに購入してしまったものへの給付はおこなっていません。

＜申請の手続き＞

- ① 福祉課へ相談してください。対象になるかどうか、お調べします。
- ② 見積書などを取り寄せて、福祉課へ申請してください。その後、町から業者へ支給券を送付します。
- ③ 業者は本人に品物を納品します。受け取ったら支給券に署名し、自己負担額（1割）をお支払ください。
- ④ 業者が町へ残り9割の代金を請求し、町は業者へ支払をします。

＜日常生活用具の種目・対象者＞

○介護・訓練支援用具

品目（耐用年数／基準額）	用具説明	対象要件
特殊寝台※ （8年／154,000円）	介護用ベッド	常時介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上等
訓練用ベッド （8年／159,200円）	腕や足の訓練ができる器具を備えたベッド	難病患者等及び下肢又は体幹障害2級以上等
特殊マット※ （5年／19,600円）	床ずれ防止等の機能があるマットレス	下肢又は体幹機能障害2級以上、重度知的障害者、難病患者等
特殊尿器※ （5年／67,000円）	尿が自動的に吸引される器具	常時介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上、難病患者等で自力排泄できない者
体位変換器※ （5年／15,000円）	介護者が障害者の体位を変換させるために使う器具	下肢又は体幹機能障害2級以上で自力にて体位交換ができないため、介護者の支援を要する者等
訓練イス （5年／33,100円）	テーブルのついた座位保持訓練用のイス	下肢又は体幹機能障害2級以上の者等
移動用リフト※ （4年／159,000円）	介助者が障害者を移動させるためのリフト（住宅改修が必要なものは除く）	常時介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上の者等

入浴担架 (5年/82,400円)	障害者を担架に乗せたまま リフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障害2級 以上で入浴介助を要する者等
----------------------	---------------------------------	-------------------------------

○自立生活支援用具

入浴補助用具※ (8年/90,000円)	入浴時の移動、座位保持等を補助できる器具	下肢又は体幹機能障害3級以上で入浴に介助を要する者等
便器※ (8年/9,850円)	和式便器の上に設置する簡易設置型洋式トイレ	下肢又は体幹機能障害2級以上の者等
T字つえ・棒状つえ (3年/木製:2,266円) (3年/金属:3,090円)	歩行補助杖のT字状又は一本杖タイプのもの	下肢又は体幹機能障害のある者等
火災警報器 (8年/15,500円)	音や光を発し警報をブザーで知らせるもの	単一障害2級以上の者及び重度の知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯等
自動消火器 (8年/28,700円)	消火液を自動噴射し、初期消火をするもの	
頭部保護帽 (3年/レディメイド:12,160円 オーダーメイド:15,200円)	転倒の衝撃から頭部を守るもの	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で頻繁に転倒する者等
移動・移乗支援用具※ (8年/60,000円)	手すり、スロープ等転倒予防、立ち上がり動作補助等を目的とした器具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者
特殊便器 (8年/151,200円)	足踏みペダルで温水温風を出せるもので、住宅改修を伴わないもの	上肢障害2級以上、重度の知的障害等で排便処理が困難な者等
トイレチェアー (5年/81,000円)	椅子状で座ったまま排便できるもの	頸髄損傷により通常の便座上で座位を保てない者
電磁調理器 (6年/41,000円)	安全で使いやすいIH調理器	視覚障害2級以上のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯
歩行時間延長信号機用小型送信機 (10年/7,000円)	盲人用信号機の青色点灯時間を通常より長くする機械	視覚障害2級以上の者

聴覚障害者用屋内信号装置 (10年/87,400円)	音や音声等を視覚・触覚等により感知できるもの	聴覚障害2級以上の方のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯
携帯用信号装置 (6年/18,000円)	音や音声等を視覚・触覚等により感知できるもの 聴覚障害者用屋内信号装置の携帯版	聴覚障害児・者のうち、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者
視覚障害者用音声ICタグレコーダー (10年/62,790円)	ICタグを付けたものを専用レコーダーで読み取るもの	視覚障害2級以上の方のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯
視覚障害者用誘導装置 (10年/56,000円)	音声により位置の確認等ができるもの	視覚障害児・者のうち、音声による誘導を必要とする者
視覚障害者用歩行補助用具 (5年/81,000円)	超音波により周囲の状況を把握できるもの	視覚障害児・者のうち、一人で外出する際に周囲の状況を用具によって把握する必要がある者
車椅子用段差昇降機 (6年/260,000円)	車椅子に乗ったまま段差の昇降ができるもの	常時車椅子を使用する身体障害者等

○在宅療養等支援具

透析液加温器 (5年/51,500円)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障害3級以上でCAPDによる透析を行っている者
ネブライザー (5年/36,000円)	霧状にして吸い込むタイプの薬を服用するための器具	呼吸器機能障害3級以上の者等
電気式たん吸引器 (5年/56,400円)	介護者が障害者の痰を吸引するための器具	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害で医師の意見書等により必要と認められる者
酸素ポンプ運搬車 (10年/17,000円)	酸素ポンプを乗せる台車	医療保険による在宅酸素療法を行う者
動脈血中酸素飽和度測定器 (5年/157,500円)	侵襲せずに脈拍、血中酸素飽和濃度を測定する機器	人工呼吸器の装着が必要な者
吸引・ネブライザー両用器 (5年/69,000円)	ネブライザーと電気式たん吸引機の機能を併せ持つ機器	呼吸器機能障害3級以上の者及び呼吸器機能に障害のある難病患者等

○情報・意思疎通支援用具

視覚障害者用体温計 (5年/9,000円) 視覚障害者用体重計 (5年/18,000円)	音声式の体温計、体重計	視覚障害2級以上のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯
携帯用会話補助装置 (5年/98,800円)	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する装置	音声機能若しくは言語機能障害を有する者
点字ディスプレイ (6年/383,500円)	文字等の画面情報を点字等により示すことができる機器	視覚障害2級以上で必要と認められる者
点字器 (7年/10,712円)	点字を打つことができる器具	
点字タイプライター (5年/63,100円)	点字を打つことができるタイプライター	
視覚障害者用ポータブルレコーダー (6年/録音再生機:85,000円 再生専用機:35,000円)	音声等で操作ボタンがわかり、デイジー方式等で記録された図書が再生できる機器	
視覚障害者用活字文書読み上げ装置 (6年/99,800円)	SPコード等のついた書類内容を読み上げる機器	
視覚障害者用拡大読書器 (8年/198,000円)	画像や文字を拡大してモニターに映しだせる機器	視覚障害児・者であって本装置により文字等を読むことが可能になる者
聴覚障害者用情報受信装置 (6年/88,900円)	字幕放送や手話通訳付放送をテレビに受信できるようになる機器	聴覚障害児・者のうち、補聴器等によってはテレビの視聴が困難な者の属する世帯
人工喉頭 (4年/笛式:5,150円 5年/電動式:72,203円)	笛式:呼吸によりゴム等の膜を振動させ、構音化する 電動式:顎下部等に振動板をあて構音化する機器	音声機能若しくは言語機能又は咀嚼機能障害を有し、喉頭摘出等により発音が困難な者で人工喉頭を使用することにより発音が得られる者
IT関連周辺機器 (5年/62,790円)	入力文字音声化ソフト等パソコンで使用するアプリケーションソフト	視覚障害2級以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯

点字図書 (点字図書価格) 6タイトル又は24巻／年	点字で作成された本	視覚障害児・者で主に情報入手を点字で行っている者
文字放送ラジオ (5年／23,000円)	文字により情報を入手することができるラジオ	聴覚障害児・者で文字による情報を必要とする者
聴覚障害者用通信装置 (5年／71,000円)	文字電話やFAX等	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者
盲人用時計 (5年／音声式：13,300円 触読式：10,300円)	音声式：音声により時間を知ることができる時計 触読式：目盛を触って時間を知ることができる時計	視覚障害者2級以上の者

○排泄管理支援用具

ストマ装具 (消化器系 8,858円／月) (泌尿器系 11,639円／月)	人工肛門や人工膀胱に取り付けるもの	内部障害を有し、人工こう門若しくは人工ぼうこうを設けているもの
紙おむつ等 (12,000円／月)	右のいずれかに該当する場合に給付する	①ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しいびらんのためストマ装具を装着することができない者等 ②脳性まひ等により身体障害者手帳1級、2級又は療育手帳A、Aを有し、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者
収尿器 (3年／8,755円)	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置がついたもの	脊髄損傷等のため、尿失禁を伴う者又は尿路変更を行った者

○居宅生活動作補助用具

住宅改修 (200,000円／1回のみ)	小規模な住宅改修	下肢又は体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者等
-------------------------	----------	---

●小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具の給付を行います。ただし、所得に応じて一部自己負担があります。

＜種 目＞

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストマ装具（消化器系、尿路系）、人工鼻

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

●難聴児補聴器購入の給付

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象に補聴器購入費の一部の給付を行います。

【対象者】

次の要件をすべて満たす方

- 1、町内に住所を有する方
- 2、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方
- 3、両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- 3、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方

原則として購入等費用の3分の1が自己負担です。なお、一定所得以上は対象外となります。

※すでに購入してしまったものへの給付はおこなっていません。

＜申請の手続き＞

- ① 福祉課へ相談してください。
- ② 指定医師の意見書・見積書などを取り寄せて、福祉課へ申請してください。その後、町から業者へ給付券を送付します。
- ③ 業者は本人に品物を納品します。受け取ったら給付券に署名し、自己負担額（3分の1）をお支払いください。
- ④ 業者が町へ残りの代金を請求し、町は業者へ支払をします。

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056



さいたまっち

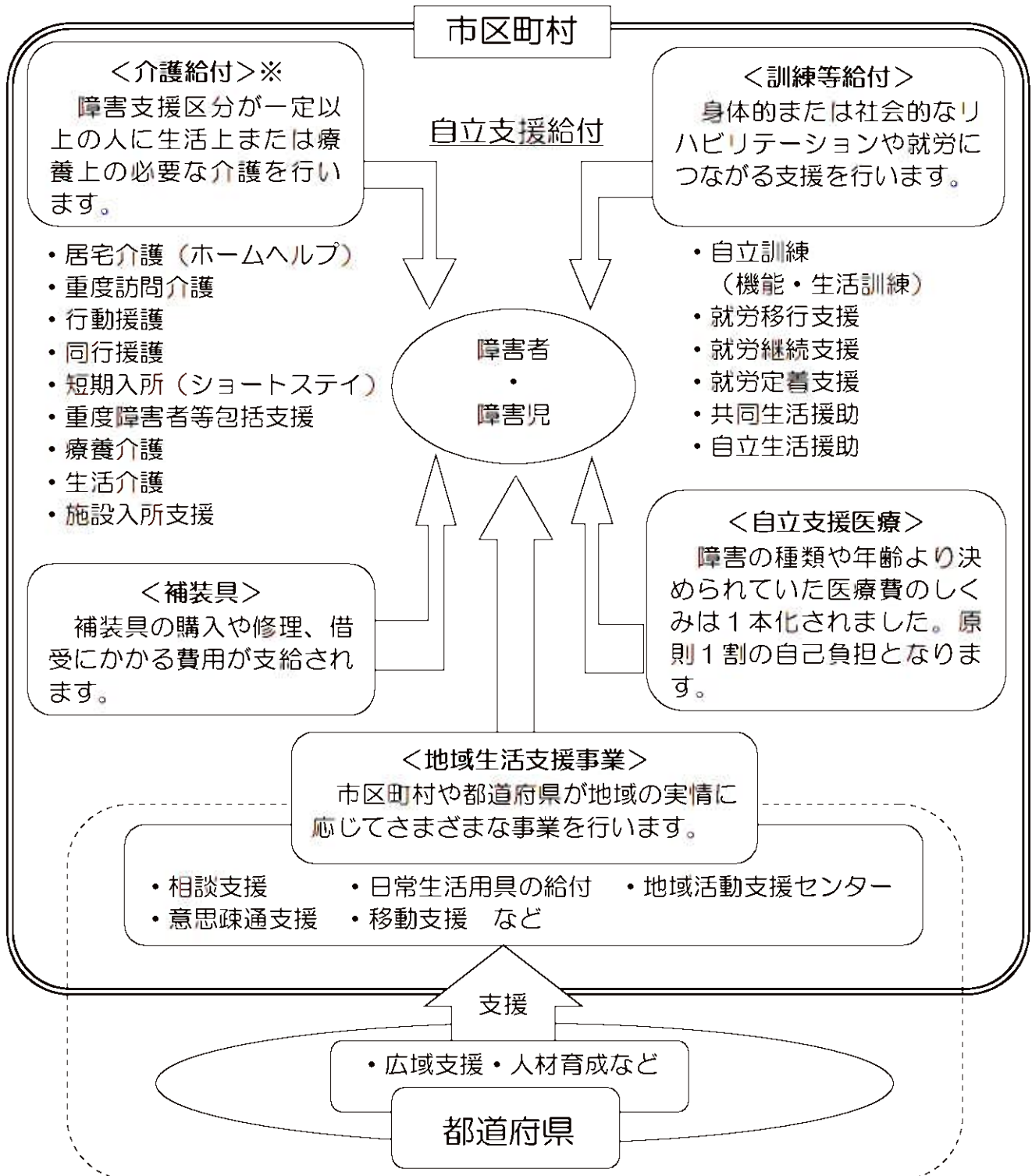
障害福祉サービスについて（障害者総合支援法給付）

障害をお持ちの方が地域で暮らしていく上で、安心した生活ができるよう、障害者総合支援法により総合的なサービスを受けることができます。

（対象者）身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児・難病患者等

サービスのしくみ

【パンフレット有】



※原則として、介護保険制度のサービスが利用できる方は、介護保険が優先されます。

障害福祉サービス利用までの流れ

① 相談・申請 【本人聴き取り有】

福祉課が相談・申請を受付けます。相談の結果、サービスの利用を希望する障害者（障害児の場合は、保護者）、難病患者等は、障害者総合支援法のサービス給付費申請を行います。その際、利用者負担の減額や免除の申請を併せて行います。決定するために必要な書類（本人の収入、世帯の所得状況がわかる書類など）の提出がありますので、あらかじめご了承ください。

② 調査・区分認定

申請をすると職員による聴き取り調査があります。心身の状態や日常生活に関する質問、利用の希望等の調査を行います。ご本人に直接お会いし、聴き取り調査をするため、ご自宅や施設に職員が訪問することがあります。調査結果をもとに、比企広域の区分認定審査会で審査・判定が行われ、障害者の心身の状態等により、障害支援区分が決まります。

【審査会は月に2回のみであるため、サービス利用希望の方は、早めに手続きをしてください。】

③ サービス等利用計画（案）の作成、支給決定

サービス支給決定の前に、指定特定相談支援事業所の職員が訪問面接によるアセスメント（事前調査）を行い、サービス利用計画案を作成し、交付します。計画案を説明後、同意を得ましたら支給決定が行われ、受給者証が交付されます。

受給者証には、障害支援区分やサービスの内容、支給期間や利用者負担額などのサービスを利用するのに大切な情報が記載されています。

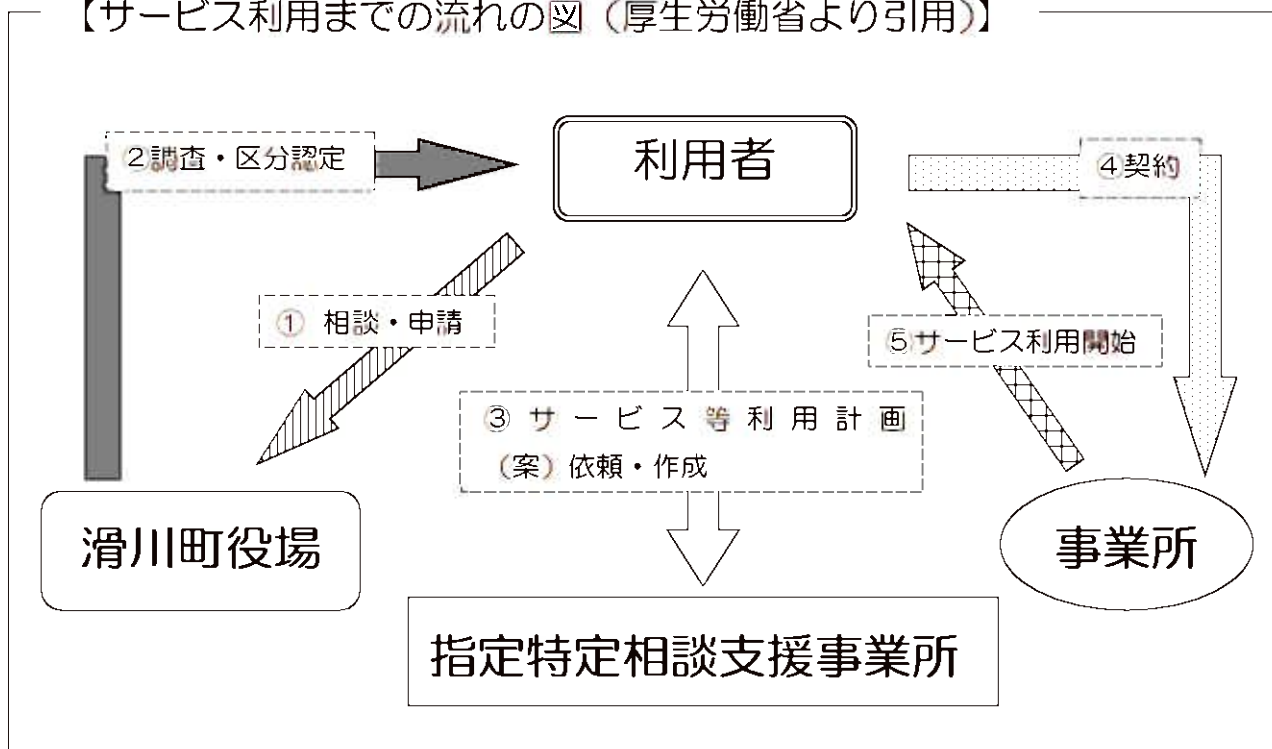
④ 契約

受給者証の交付を受けた後、サービスを利用する事業者等と契約を結びます。事業者についてお困りの際は、福祉課又は指定特定相談支援事業所にご相談ください。

⑤ サービス利用開始

受給者証を提示し、サービスを利用します。

【サービス利用までの流れの図（厚生労働省より引用）】



障害福祉サービス利用者負担について

障害福祉サービスを利用すると、負担能力に応じた利用者負担を支払います。ただし、費用の1割が上限となります。上限額よりサービスの1割に相当する額が低い場合は、1割を負担します。

【障害者の利用者負担】

所得区分	対象となる人	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は除く。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

【障害児の利用者負担】

所得区分	対象となる人		負担上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人		0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人		0円
一般1	市町村民税課税世帯の人 （所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

所得を判断する際の世帯範囲は、次のとおりです。

○18歳以上の障害者（施設に入所する18歳、19歳を除く）・・・障害者本人とその配偶者

○障害児（施設に入所する18歳、19歳を含む）・・・保護者の属する住民基本台帳での世帯

○補足給付の認定について

施設入所者の低所得者に係る食費・光熱水費の実費負担を軽減するために補足給付を支給します。

【支給決定時に20歳未満の入所者】

保護者が子どもを養育する一般世帯で通常必要な費用と同じくらいの負担になるように補足給付が支給されます。

【支給決定時に20歳以上の入所者】

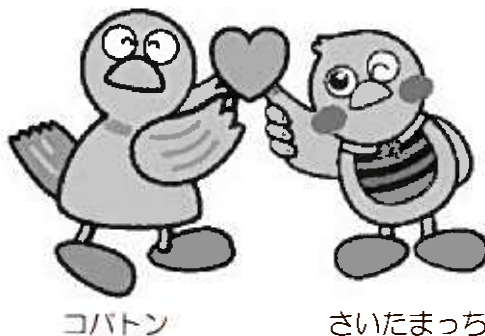
生活保護や低所得の人は、申請により補足給付が支給され、負担が軽減されます。

○グループホーム利用助成 上限額10,000円

グループホームを利用する人で、所得が低い人は、家賃の一定額が助成されます。

詳しい内容、負担額については、福祉課に問い合わせください。

比企管内の指定特定相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所については、
別冊「比企地域障害福祉サービス事業所一覧表」を参照



障害年金について

●障害基礎年金 【パンフレット有】

＜対象者＞

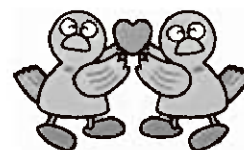
国民年金加入中、または 60 歳から 65 歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある病気、けがで、初診日から 1 年 6 ヶ月以上経過した日（65 歳まで）または経過以前に治った日に、一定の障害のある状態にあるときに受けられます。

ただし、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

また、20 歳前に障害者と認定された方は、20 歳になった時から受けられますが、その方の所得状況により一部または全部が支給停止されることがあります。

＜内 容＞年金額（令和 4 年度）

1 級（年額）	972,250 円
2 級（年額）	777,800 円



コバトン

※ 子の加算額

障害基礎年金の受給権者がその受給権を得たときに、その人によって生計を維持していた 18 歳未満の子または 20 歳未満で障害の程度が 1 級、2 級の子がいるときは、加算があります。

加算対象の子	加算額（年額）
第 1 子・第 2 子（1 人につき）	各 224,900 円
3 人目以降（1 人につき）	各 75,000 円

窓 □

町民保険課年金国保担当 TEL 56-2210

●障害厚生年金

＜対象者＞

厚生年金保険加入中に初診日のある病気、けがで、初診日から 1 年 6 ヶ月以上経過した日（65 歳まで）または経過以前に治った日に、一定の障害状態にあるときに障害厚生年金が受けられます。初診日から 5 年以内に病気、けがが治り軽度の障害が残った場合は障害手当金（一時金）が受けられます。

ただし、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要となります。

内容・窓□

内容につきましては、各年金事務所にお問合せください。

●心身障害者扶養共済制度

【パンフレット有】

心身障害児（者）を扶養している保護者が死亡又は重度の障害者になった場合に心身障害児（者）に年金が支給されます。

＜対象者＞県内に居住する 65 歳未満の保護者で、次のいずれかに該当する障害者を扶養している健康な方

- 1、身体障害者 1 級～3 級
- 2、療育手帳所持者
- 3、精神又は身体に永続的な障害のある方で上記 1,2 と同程度と認められる方

＜掛 金＞加入時の年齢により月額 1 口 9,300 円～23,300 円（加入数は 2 口まで）

＜支給額＞ 1 口 月額 20,000 円（毎月 25 日振込）

窓 口 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

障害者手当について

●児童扶養手当

【パンフレット有】

父母の離婚、死亡などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害のある児童を育てている方に支給されます。

※ ＜支給額＞ 所得により一部支給があります。

児童数	1 人	2 人	3人以上 1 人増すごとに
月額 (全部支給の場合)	44,140 円	10,420 円加算	6,250 円加算

＜支給制限＞ 次のいずれかに該当するときは受給できません。

- ① 申請者やその配偶者、及び同居等生計を同じくしている扶養義務者の前年所得が次の額以上のとき

扶養親族数	0 人	1 人	2 人以上 1 人増すごとに
請求者本人	1,920,000 円	2,300,000 円	380,000 円加算
扶養義務者	2,360,000 円	2,740,000 円	380,000 円加算

- ② 児童が施設に入所しているとき

＜支給方法＞

申請のあった月の翌月分から、5 月（3 月～4 月分）、7 月（5 月～6 月分）、9 月（7 月～8 月）、11 月（9 月～11 月分）、1 月（11 月～12 月分）、3 月（1 月～2 月分）に 2 ヶ月分ずつ支払います。

窓 口 福祉課こども福祉担当 TEL 56-2056

●特別児童扶養手当 【パンフレット有】

精神または身体に障害がある 20 歳未満の児童を家庭で養育している方に対し、国から手当が支給されます。

区分	対象者	手当月額
1 級	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳○A、A	53,700 円
2 級	身体障害者手帳 3 級、4 級一部、療育手帳B	35,760 円

※ 障害の状態によっては、この表のとおりにならない場合もあります。

＜支給制限＞ 次のいずれかに該当するときは受給できません。

① 父母及び扶養義務者の前年所得が次の額以上のとき

扶養親族数	0 人	1 人	2 人以上 1 人増すごとに
請求者本人	4,596,000 円	4,976,000 円	380,000 円加算
扶養義務者	6,287,000 円	6,536,000 円	213,000 円加算

② 児童が施設に入所しているとき

③ 児童の障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

＜支給方法＞

申請のあった月の翌月分から 4 月（12 月～3 月分）、8 月（4 月～7 月分）、11 月（8 月～11 月分）に、4 ヶ月分ずつ支払います。

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

●特別障害者手当 【パンフレット有】

20 歳以上で日常生活に常時特別な介護を要する状態（特別障害者手当の障害基準を満たしている）にある方に支給されます。

＜手当額＞ 月額 27,980 円

＜支給制限＞ 次に該当するときは受給できません

① 障害者本人および扶養義務者の前年の所得が次の額以上のとき

扶養親族数	0 人	1 人	2 人以上 1 人増すごとに
障害者本人	3,604,000 円	3,984,000 円	380,000 円加算
扶養義務者	6,287,000 円	6,536,000 円	213,000 円加算

② 施設に入所している方

③ 継続して 3 ヶ月をこえて病院等に入院している方

＜支給方法＞

申請のあった月の翌月分から毎年 2 月（11 月～1 月分）、5 月（2 月～4 月分）、8 月（5 月～7 月分）、11 月（8 月～10 月分）に、その前月分までを指定の口座へ振り込みます。

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

●障害児福祉手当 【パンフレット有】

20歳未満であって身体障害者手帳の1級の一部及び2級の一部の方、療育手帳Aの方、並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度の方に支給されます。

ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所している方は除きます。

＜手当額＞ 月額 15,220 円

＜支給制限・支給方法＞ 特別障害者手当に同じ（児童の場合、入院は除く）

●在宅重度心身障害者手当

重度の障害があり特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当の支給を受けていない方に対し支給されます。

ただし、住民税が課税されている方、施設に入所している方、65歳以上の新規手帳取得の方は除きます。

＜対象者＞ 身体障害者手帳 1 級、2 級の交付を受けた方

療育手帳A、Aの交付を受けた方

精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた方 他

＜手当額＞ 月額 5,000 円

＜支給方法＞ 申請のあった月の翌月分から、3月（10月～3月分）と9月（4月～9月分）に支給されます。

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056



コバトン

税金控除について

●所得税の障害者控除

<対象者>

納税者またはその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、次の額の控除を受けられます。

<内 容>

障害の程度	・ 1 級、2 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳 A, A をお持ちの方 ・ 1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・ 3～6 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳 B、C をお持ちの方 ・ 2 級、3 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	所得金額から 40 万円（配偶者又は扶養親族で同居の場合は 75 万円）が控除されます。	所得金額から 27 万円が控除されます。

窓 □ 東松山税務署 TEL 22-0990

※ ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合には勤務先の給与係へ

●住民税の障害者控除

<対象者>

納税者またはその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、次の額の控除を受けられます。

<内 容>

障害の程度	・ 1 級、2 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳 A, A をお持ちの方 ・ 1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・ 3～6 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳 B、C をお持ちの方 ・ 2 級、3 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	所得金額から 30 万円（配偶者又は扶養親族で同居の場合は 53 万円）が控除されます。	所得金額から 26 万円が控除されます。

窓 □ 滑川町役場税務課 TEL 56-6902

※ ただし、所得税を給与から特別徴収されている場合には勤務先の給与係へ

●相続税の障害者控除

<対象者>

相続または遺贈により財産を取得した法定相続人の方が心身に障害のある場合は、次の額の控除を受けられます。

<内 容>

障害の程度	・ 1 級、2 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳 A、A ををお持ちの方 ・ 1 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・ 3～6 級の身体障害者手帳をお持ちの方 ・ 療育手帳 B、C ををお持ちの方 ・ 2 級、3 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
控除額	85 歳に達するまでの年数に 20 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。	85 歳に達するまでの年数に 10 万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

☐ 窓 東松山税務署 TEL 22-0990

●預貯金のマル優・特別マル優制度について

<対象者>

(ア) 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方

(イ) 障害基礎年金、障害厚生年金、障害年金を受給中の方

<内 容>

預貯金、利付国債、公募地方債等の利息にかかる一律 20% の税金（所得税 15% および地方税 5%）を非課税にすることができます。

ただし、一人あたり預貯金にかかる少額貯蓄非課税制度（マル優制度）で 350 万円、利付国債や公募地方債等にかかる少額公債非課税制度（特別マル優制度）で 350 万円、合計 700 万円までとなっております。範囲内であれば、複数の金融機関で利用が可能です。範囲を超えた預入れに対しては課税対象となります。

☐ 問い合わせ窓口 各金融機関

●紙おむつに係る費用の医療費控除

<対象者> (ア) ～ (ウ) のすべてに該当される方

(ア) 税金を納めている

(イ) 疾病により概ね 6 ヶ月以上にわたり寝たきり状態にある

(ウ) 医師の治療を継続して受ける必要があり、おむつの使用が必要と認められる

<内 容>

紙おむつや医師の診療代、薬品等の医療費が年間を通し 10 万円もしくは所得金額の 5%

を超えた場合、申告するとその金額が課税対象から控除されます。かかりつけの医師が治療上必要と認め、『おむつ使用証明書』を発行した場合に限り控除の対象になります。

窓 □ 滑川町役場税務課 TEL 56-6902

※『おむつ使用証明書』の発行については各医療機関にお問い合わせください。

●ストマ用装具に係る費用の医療費控除

＜対象者＞

ストマケアに係る治療を受け、人工肛門のストマ（消化器系）又は尿路変更のストマ（尿路系）を使用している方

＜内 容＞

ストマ用装具に係る費用について、医師が治療上、ストマ用装具を使用することが必要不可欠と認め、証明書を発行した場合に限り医療費控除が受けられます。

窓 □ 滑川町役場税務課 TEL 56-6902

※『証明書』の発行については各医療機関にお問い合わせください。

●自動車税（環境性能割）・（種別割）の減免について 【パンフレット有】

＜対象者＞

（ア）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、次ページの表に該当する障害をお持ちの方

（イ）（ア）に該当する方と生計を同一にする方

＜内 容＞

（ア）、（イ）に該当する方が取得又は所有する自動車で、（ア）、（イ）に該当する方、を常時介護する方で一定の要件に該当するかたが運転し、専ら障害者の通院、通学、通所または生業のために使用される自動車については、定められた期間内に申請することにより、一人につき一台まで自動車税（環境性能割・種別割）が減免されます。

【減免額】

（１）自動車税（環境性能割）の減免額は、「300 万円×該当する自動車の税率」が上限額です。（上限を超えた分は納税していただくことになります。）

（２）自動車税（種別割）の減免額は、45,000 円（15%重課の自動車の場合は、51,700 円）が上限です。年度途中で新規登録した場合や申請期限を過ぎて申請した場合には、45,000 円（15%重課の自動車の場合は、51,700 円）を月割した額が上限となります。（上限を超えた分は納税していただくことになります。）

【申請期限】

○自動車税（種別割）：納期限（新規取得した自動車は登録の日から 30 日以内）まで

※ 自動車税の場合は申請期限後の申請もできるが、その場合は申請月の翌月分から月割での減免となります。

※軽自動車の場合は、納付期限の7日前までの期間に申請が必要です。

○自動車税(環境性能割)：登録の日から30日以内

減免申請の前に、減免可否等について、事前に電話確認をお願いいたします。

受 付 埼玉県自動車税事務所熊谷支所

T E L 048-532-8011

※軽自動車の場合は、滑川町役場税務課 T E L 56-4410

【申請に必要な書類】

○障害者と納税義務者等が同居している場合

① 障害者手帳、自動車検証、運転免許証。現在の住所が確認できない場合は、住民票。

○障害者と納税義務者等が別居している場合

① 障害者手帳、自動車検証、運転免許証。現在の住所が確認できない場合は、住民票。

② 扶養関係がわかる健康保険証、源泉徴収票など

○運転者が常時介護者(同一生計者の方以外)、ただし、納税義務者は障害者の場合

① 障害者の世帯全員の住民票

② 「常時介護者の誓約書」

減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分			減免対象となる障害の級
身体障害者手帳	心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸		1 級、3 級
	体幹		1 級から 3 級まで及び 5 級
	聴覚		2 級、3 級
	視覚		1 級から 3 級まで及び 4 級の 1
	音声又は言語機能		3 級（喉頭が摘出された場合のみ）
	平衡感覚		3 級
	上肢		1 級、2 級
	下肢		1 級から 6 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1 級、2 級
		移動	1 級から 6 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓		1 級から 3 級	
療育手帳			㊦、A
精神障害者保健福祉手帳			1 級で精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳			身体障害者手帳の減免範囲に準じる

コバトン



在宅生活支援

●障害児（者）生活サポート事業

<対象者>

身体・知的・精神のいずれかの手帳の交付を受けている方

医師により発達に障害があると診断された方

難病患者

<内 容>

町に登録した民間サービス団体が、障害者・児の外出援助、送迎、一時預かり等のサービスを行います。1時間あたりの利用自己負担額は500円（年間150時間まで利用可能ですが、150時間を越えた場合は、1時間あたり2,850円の自己負担になります。）

※事業所によっては、他に手数料やガソリン代などが発生する場合があります。

<利用方法>

申請後、利用券を発行いたしますので、ご自分で事業所へ連絡し、利用予約をしてください。

【滑川町生活サポート事業登録団体】（登録順）

	事業所名	電話番号
1	ファミリーサポートセンター 昂	0493-25-3353
2	ラベンダー	0493-39-5012
3	障害者生活支援ネットワーク YOU ゆう	048-589-1079
4	生活支援サービス のぞみ 深谷営業所	048-577-5318
5	サポートなめがわ	0493-62-1322
6	喜和	0493-81-5731
7	ケアサポート まこと	0493-59-8407
8	ヘルパーステーション コアラ	0493-81-3914
9	埼玉県視覚障害者社会参加推進協会	050-5361-9775
10	フレンズクラブ	048-577-7561
11	泰（やすらぎ）	0493-59-9129
12	てって	080-3176-4573

窓 □ 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

●重度障害者居宅改善整備事業

重度身体障害者（下肢、体幹機能障害の手帳所持者でその手帳の等級が1級、2級であり、所得が一定基準以下の方）の日常生活における利便を図るため、居室、便所、浴室等居宅の一部を障害に応じ使いやすく改造する場合、1件あたり36万円を上限に補助します。 ※日常生活用具給付事業の住宅改修給付が優先されます。

●福祉タクシー利用料助成事業

<対象者>

身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級の交付を受けた方

療育手帳①・A・Bの交付を受けた方

<内 容>

障害者タクシー利用券を年間 36 枚交付し、初乗り料金相当を補助します。

利用できるタクシーは埼玉県タクシー協会、埼玉県個人タクシー協会に加入している事業者及び町と協定書を締結している介護タクシー事業所に限ります。

※重度心身障害者自動車燃料費助成との選択制であり、併給はできません。

●重度心身障害者自動車燃料費助成

<対象者>

身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級の交付を受けた方

療育手帳①・A・Bの交付を受けた方

<内 容>

上記障害をお持ちの本人またはその介助者に対して燃料費の助成をします。

1 月あたり 50 円、1 ヶ月 30 回（1,500 円）を上限とします。

※福祉タクシー利用料金助成との選択制であり、併給はできません。

●日中一時支援事業

在宅の障害児（者）の日中における活動の場を提供し、見守りや社会適応訓練等必要な支援を行う事業です。

<費用負担>

利用者負担は事業単価の 1 割です。（詳しくは社会福祉担当まで）

●自動車運転免許取得費及び自動車改造費助成事業

【自動車運転免許取得費助成】

<対象者>

町内に住所を有する一定の条件を満たす障害者手帳所持者に対し、第 1 種普通自動車免許の取得に要した費用の 2 / 3 の額を補助します。（上限 12 万円）

【自動車改造費助成】

<対象者>

町内に住所を有する一定の条件を満たす身体障害者の運転する自動車の走行装置等の改造に係る費用に対し、10 万円を限度に補助します。

●障害者入浴サービス事業

町内に住所を有する身体障害者手帳所持者で、1級または2級の肢体不自由者に対して、月4回まで委託業者が訪問入浴サービスに伺います。

＜費用負担＞課税世帯は1回あたり500円、非課税世帯は負担なし。

●意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣）

町内に住所を有する聴覚障害者等が県内において冠婚葬祭、各種手続き等に関して手話通訳又は要約筆記を必要とするときは、町が委託する社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会から手話通訳者等を派遣するものです。

＜費用負担＞

原則無料ですが、手話通訳者等を同伴して交通機関などを利用する場合の交通費、施設などの入場料は自己負担となります。

●移動支援事業

野外での移動に困難がある障害者等に対して、外出のための支援を行うものです。（公共交通機関を利用しての移動支援が対象です。）

＜費用負担＞

利用者負担は、町で設定した単価をもとに、利用時間により算出した額の1割です。（詳しくは社会福祉担当へ問合せください）

●地域活動支援センター事業

障害者に交流・憩いの場を提供し、社会との交流促進を図ります。

利用者の費用負担はありませんが、参加する行事によって、実費材料費等かかることがあります。

滑川町では以下の事業所に委託しております。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 地域活動支援センター「あすみーる」 | TEL 21-5593 |
| ② 比企生活支援センター | TEL 81-7145 |

●成年後見制度利用援助事業

知的障害、精神障害等の障害者で判断力が不十分であり、本人に配偶者や四親等以内の親族がいない方などで、成年後見制度による援助が必要と認められるとき、成年後見制度の審判請求申立ての費用、後見人等の報酬の一部を補助する制度です。

＜対象者＞町内に住所を有する方で、知的障害、精神障害により判断能力が十分でなく、四親等以内に申立てを行うべき親族がいない方、又は助成を受けなければ成年後見制度の利用や後見人等への報酬支払いが困難である方

●障害者自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的に、地域において自発的な活動を行う障害者及びその家族、地域住民等による団体に対し、活動に係る経費を補助する制度です。

●自動車運転免許の無料教習

18歳以上の身体障害者の方が自動車運転免許を取得する場合、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発センター」で所定の教習料金が無料（検定料等は自己負担）で運転教習が受けられます。

（新座市にあり、全国で2ヶ所しかない施設です。）

＜対象者＞ 下記条件①～③をすべて満たしている方

- ① 公共職業安定所に求職登録している方
- ② 公安委員会（運転免許センター）の運転適性検査に合格している方
- ③ 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

☐ 身体障害者運転能力開発訓練センター

新座市堀ノ内2-1-46 TEL 048-481-2711

●NET119緊急通報システム

聴覚や発話に障害のある方のための緊急通報システムです。スマートフォン・携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く119番通報することができます。事前登録が必要なので、利用希望の方は福祉課までご相談ください。

＜対象者＞

聴覚や言葉に障害があり、音声による通報が困難な方

●ヒッキーハート

ヒッキーハートとは、障害者自身による余暇活動グループです。

障害があっても一人では難しいけれど、こんな事をしてみたいという気持ちがある方が集まって活動をしています。現在、パソコンクラブ、絵手紙クラブ、旅行クラブが活動をしています。

＜対象者＞

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方

☐ ひがしまつやま市総合福祉エリア TEL 21-5570

総合相談センター内 ヒッキーハート事務局

社会福祉協議会でのサービス

【パンフレット有】

●車椅子の無料貸し出し

社協会員の方で、障害の有無に関わらず、事故や疾病など一時的に、在宅で車椅子が必要になった方を対象に、無料の貸し出しを行っています。

（最長2ヵ月、それ以上の場合は要相談）

●給食サービス

＜内 容＞弁当を配達ボランティアが自宅までお届けします。週6回（月～土）

＜対象者＞社協会員の方で、65歳以上の一人暮らしの方等 ※それ以外の方は要相談。

＜費 用＞1食300円

●地域支え合い事業

加齢や疾病などで、今まで自分でやっていた事が出来なくなった方の「ちょっとした困りごと」を住民同士で支え合う仕組みの事業です。独居など支援してくれる人がいない方に、ボランティアさんが支援します。

＜内 容＞買い物代行・外出支援・電球交換・話相手など

＜対象者＞社協会員の方で、65歳以上で支援者のいない方等 ※それ以外の方は要相談

＜費 用＞30分 300円

●生活福祉資金の貸付

＜内 容＞自立した日常生活を送るために、一時的に必要な資金を経費として貸付けます。

＜対象者＞低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（生活保護世帯は除く）

＜費 用＞必要な経費によって異なります。希望される方はご相談ください。

＜実施主体＞埼玉県社会福祉協議会 ＜相談窓口＞滑川町社会福祉協議会

介護保険制度と障害サービスとの関係

障害者であっても、65歳以上で介護の必要な方、または40歳以上で加齢に伴う疾病（特定疾病）により日常生活に介護を要する状態になった方については、介護保険制度によるサービスを受けることができます。介護保険制度と障害サービス制度とで共通するサービスについては、原則として介護保険制度のサービスを利用していただくことになります。

ただし、介護保険に無いサービスを受けたい場合や一定の条件を満たした場合など、介護保険を利用していても受けられる障害サービスもありますので、詳細については福祉課までお尋ねください。

●福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

＜内 容＞安心して生活が送れるように、『生活支援員』が定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

＜対象者＞物忘れなどのある高齢者や知的障害者・精神障害者

＜費 用＞相談や支援計画の作成は無料です。

契約後の『生活支援員』によるお手伝いには費用がかかります。

●障害者向け保養施設 「埼玉県伊豆潮風館」 【パンフレット有】

障害者とご家族が宿泊休養し、健康の増進とレクリエーションの場として埼玉県が開設した施設です。バリアフリーが整っていますので、障害者や高齢者の方に利用しやすい施設となっています。

利用の際は、直接施設へお問合せください。

住 所 〒413-0231 静岡県伊東市富戸1317-89

電 話 0557-51-1504

FAX 0557-51-3436



ターナちゃん

公共料金の減免

●JR運賃の割引

<対象者及び内容>

区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種身体障害者（介護付） 第1種知的障害者（介護付）	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	5割	全線
第1種及び第2種身体障害者 第1種及び第2種知的障害者 （単独利用の場合）	普通乗車券	5割	JR・連絡会社線及び 航路の片道の営業 キロが100kmをこえるもの
12歳未満の第2種身体障害児とその介護者 12歳未満の知的障害児とその介護者	定期乗車券	5割	全線

窓 □ 各JR窓口

※各私鉄も割引を行っていますが、取扱いが異なる部分もあるため直接各社へお問合せください。

●航空旅客運賃割引

割引運賃の適応範囲

身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者（第1種及び第2種※）及び介護者1名

知的障害者

療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者（第1種及び第2種※）及び介護者1名

精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の精神障害者及び介護者1名

※第2種の場合には航空会社によっては本人のみの割引ということもあるので、各航空会社にてご確認ください。

●バス運賃の割引



＜対象者＞ 身体障害者手帳を持っている方

療育手帳を持っている方

精神障害者保健福祉手帳を持っている方（写真の添付がある方）

＜内 容＞ 県内を発着するバスを利用する場合、運賃の５割が割引されます。コバトン
ただし、バス定期は３割引きです。（小児定期券は割引されません。）

（第１種身体障害者、療育手帳を持っている知的障害者及び要介護の施設入所者（児）は付添の方も割引になります。）

手帳の提示のみで割引が受けられます。ただし、施設入所者（児）として割引を受ける方は、施設長が発行するバス運賃割引証明書が必要です。

☐ 窓 □ 各バス会社

●有料道路割引 【パンフレット有】

＜対象者＞

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方（種別によって対象にならないこともあります。）

【要件】

（１）台 数 障害者１人につき１台を事前に登録

（２）車種要件 ・自家用乗用自動車（定員１０人以下）

・自家用貨物自動車（定員）４～１０人で荷台との仕切りなし、又は積載量５００kg以下で仕切りがあるもの

・二輪自動車（排気量１２５cc以上）

（３）所有者 a 障害者本人が運転する場合

障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有すること。

b 障害者本人以外が運転する場合

障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有すること。また、上記の方が所有していないときは、障害者本人を継続して日常的に介護している者が所有すること。

※リース車等で車検証の「所有者の氏名又は名称」欄等に法人名が記載されているものや営業目的で使用されていることが明らかなもの等は対象外です。

（４）登 録 割引を受けるためには、福祉課での事前登録が必要です。

窓口で有料道路障害者割引申請書に必要事項を記入の上、審査を受けてください。

また、ETCを利用するためには、本人のETCカードと車載器の番号が必要になります。

有効期間は、手続きをした日から２回目の誕生日までです。

＜内 容＞ 割引率 50%以内（適用は、全国すべての有料道路）

窓 口 福祉課社会福祉担当 TEL 56-2056

●福祉有償運送の移送サービス

単独ではタクシーなどの公共交通機関を利用して移動することが困難な障害者や高齢者を対象にNPO法人等の団体が行う個別輸送サービスです。

＜対象者＞ 障害者手帳をお持ちの方

介護保険の認定をお持ちの方

＜利用方法＞NPO法人など福祉有償運送を行っている団体に会員登録をして利用します。利用の際は、別途、団体によって利用料金などががかかります。

県内の団体の確認先 埼玉県移送サービスネットワーク事務局

TEL 0493-67-1678

●NHK受信料の減免 【パンフレット有】

【全額免除】身体・知的・精神障害者手帳を取得した方が世帯構成員におり、世帯全員が市町村住民税非課税の場合

【半額免除】

世帯主（契約者）が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳を持っている場合

世帯主（契約者）が重度（1級、2級）の身体障害者手帳を持っている場合

世帯主（契約者）が重度（A、A）の療育手帳を持っている場合

世帯主（契約者）が1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている場合

窓 口 福祉課社会福祉担当で免除の証明を受けてください。

●NTT番号案内の料金減免（ふれあい案内）

104を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより、以下の利用料金が無料となります。

区 分			料金 (1案内につき)
午前8時～午後11時	月に1案内まで		60円(税抜)
	月に2案内以上	1案内目	60円(税抜)
		2案内目以降	90円(税抜)
午後11時～午前8時			150円(税抜)
公衆電話			100円(税込)
携帯電話			200円(税抜)

<対象者>

- ・身体障害者手帳の視覚障害 1 級～6 級又は肢体不自由（1、2 級）の方
- ・療育手帳を持っている方
- ・精神障害者保健福祉手帳を持っている方

窓 □ N T T 各営業所



さいたまっち

●身体障害者補助犬の給付

<対象者>

1 級の視覚障害者（盲導犬）、1 級、2 級の肢体不自由者（介助犬）、2 級の聴覚障害者（聴導犬）

<内 容>

身体障害者補助犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てることのできる方に給付します。なお、給付にあたり、訓練施設で 4 週間の合宿訓練が必要となります。

問合せ 埼玉県 障害者福祉推進課 T E L 048-830-3309

●郵便等による不在者投票制度

<対象者>

- ・1 級、2 級の両下肢・体幹・移動機能障害の方
- ・1 級、3 級の心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害の方
- ・1 級～3 級の免疫・肝臓機能障害の方

<内 容>

身体に重度の障害があり一定の条件に該当される方で、選挙投票日に投票所での投票が困難な場合、ご自宅など現にいる場所で不在者投票ができる制度です。この制度を利用する場合は、あらかじめ届出が必要です。詳しい内容・手続き方法は選挙管理委員会に問い合わせください。

問合せ 滑川町選挙管理委員会 T E L 56-6912



コバトン

●青い鳥郵便葉書の無料配布

<対象者>

重度の身体障害者（1 級又は 2 級）の方
重度の知的障害者（療育手帳 A）の方

<内 容>

身体障害者及び知的障害者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めるために、青い

鳥をデザインしたオリジナル封筒に、くぼみ入りの通常郵便葉書（はがきの上下、表裏がわかるように表側左下の一部に半円形のくぼみが入っています。）を入れて無料で配布します。配布枚数はお一人につき20枚です。

※ 受付期間や申出方法はお近くの郵便局にお問い合わせください。

窓 □ 各郵便局

●郵便物の減額及び無料扱い

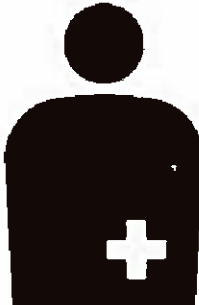
区分	内容	取扱い	備考
点字郵便物等の無料取扱い	点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物	無 料	点字用紙、盲人用録音郵便物は指定盲人施設の発受するものに限る
定期刊行物の低料 第三種郵便物認可	心身障害者団体が発行する定期刊行物に対して低料第三種郵便物の認可条件の特例が設けられる	【月3回以上発行の新聞】50gまで8円（一般41円） 【その他】50gまで15円（一般62円）	・一般は、一回の発行部数が1,000部以上 ・身体障害者団体は、500部以上
小包郵便物の減額	盲人用点字小包郵便物、心身障害者用書籍小包郵便物、聴覚障害者用書籍小包郵便物	半額	心身障害者用書籍小包郵便物は重度の身体、知的障害者の方と一定の図書館の発受するものに限る

※なお、東松山郵便局では、「集荷サービス」を行っています。電話やFAXで申し込みをするとご自宅で切手類の購入、ゆうパックなどの配送を行うことができます。また、視覚障害の方のための「点字サービス」もを行っています。

問合せ 東松山郵便局 TEL 22-0201

障害者に関するマークについて

名称・マーク	概要等
【障害者のための 国際シンボルマーク】 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
【聴覚障害者標識】 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
【盲人のための 国際シンボルマーク】 	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。 視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。
【オストメイトマーク】 	人工肛門・人工膀胱を増設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。
【ハートプラスマーク】 	「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部（心臓、呼吸器機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

町内の公共施設等情報一覧

【滑川町役場・保健センター】

- ・車椅子対応トイレ あり

【森林公園駅・つきのわ駅】

- ・エレベーター あり
- ・車椅子対応トイレ あり

【つきのわ駅前ショッピングモール】

- ・多目的トイレ あり
- ・障害者用駐車場 あり

【エコミュージアムセンター】

- ・車椅子対応トイレ あり
- ・車椅子の貸出 あり

【滑川町立図書館】

- ・車椅子対応トイレ あり
- ・点字ブロック あり

【なめがわ森林モール】

- ・多目的トイレ あり
- ・車椅子の貸出 あり
- ・障害者用駐車場 あり

【ポケットパーク第2】

- ・多目的トイレ あり
- ・障害者用駐車場 あり
- ・点字ブロック あり
- ・点字案内 あり

【国営武蔵丘陵森林公園】

入園料について

種類	入園料の免除	駐車料金
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者福祉手帳	本人および介添者1名を免除（等級は関係なし）	免除

車椅子等の利用について

- ・普通の車椅子の貸出 あり
- ・電動車椅子の貸出 なし
- ・電動車椅子での入園 可能（フル充電での来園をお願いします。）
- ・障害者用タンDEM自転車の利用 可能

※ただし、自転車の形状や混雑状況によってはご利用できない場合があります。

介助犬・補助犬について

- ・園内すべての施設への同伴 可能

※ご入園の際は、身体障害者補助犬法に定められた表示を必ずお付けください。

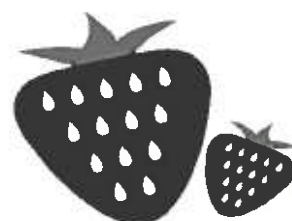
多目的トイレについて

- ・多目的トイレ あり（30箇所）

【谷津の里】

- ・車椅子でのいちご狩り 可
- ・車椅子対応トイレ有

◎30分の食べ放題：一般 1,800円、小学生未満800円（時期によって変動します）

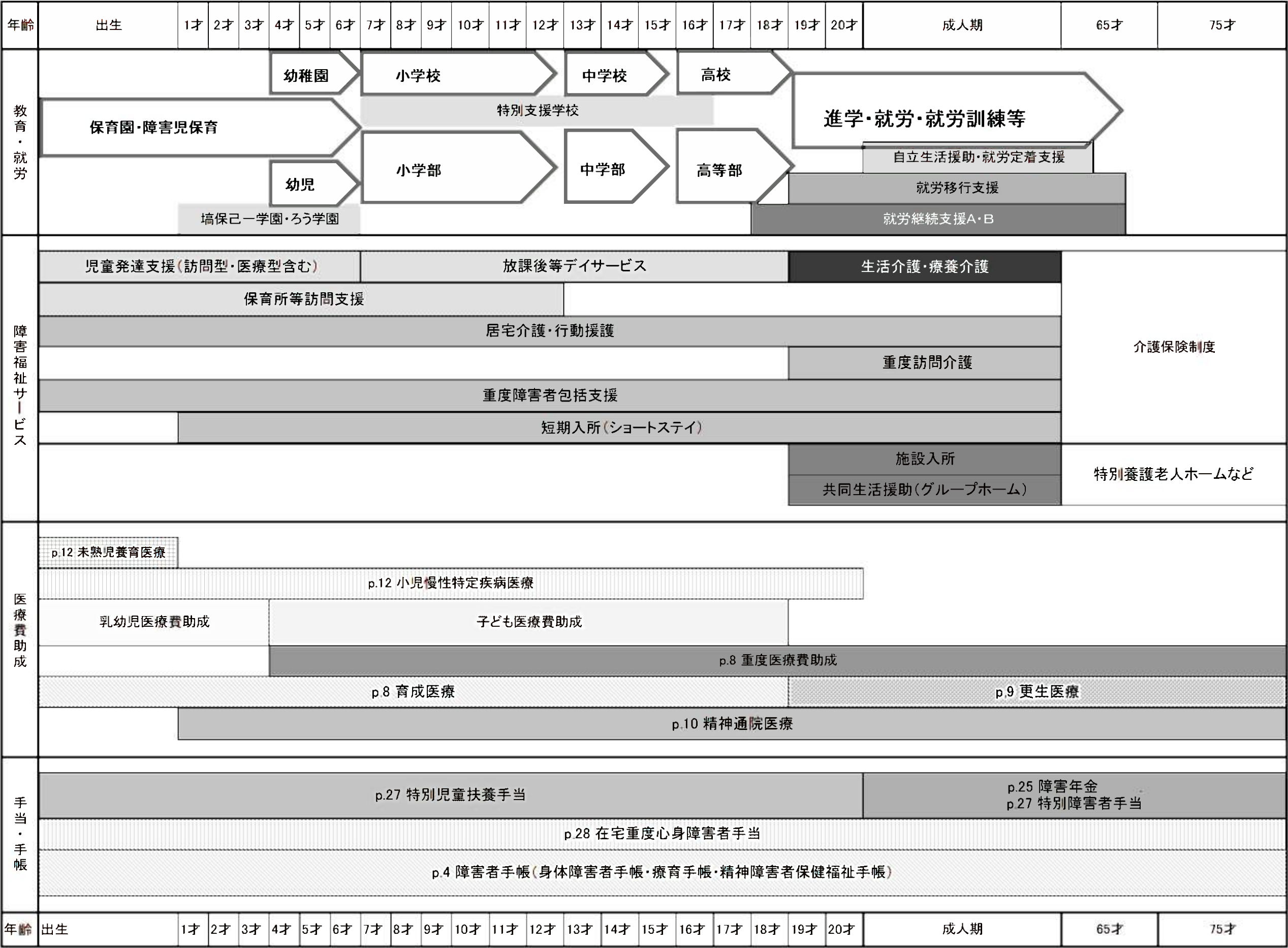


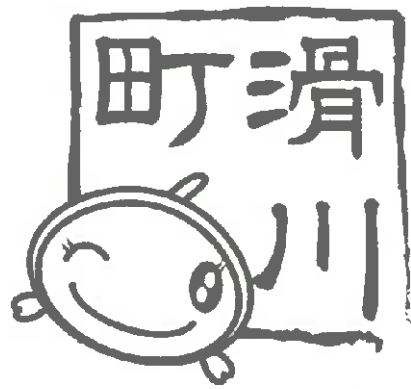
障害者手帳等級別該当サービス等一覧

※この一覧はあくまで目安です。
対象者についての制限がある場合がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

制度 障害種別			医療の給付			補装具等		手当・年金等							税金の軽減				住まい		社会参加の促進							公共料金の減免											
			自立支援医療			重度心身障害者医療費助成	補装具	日常生活用具	障害基礎年金	障害厚生年金	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	在宅重度心身障害者手当	心身障害者扶養共済制度	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	相続税の障害者控除	自動車税・自動車取得税の減免	重度障害者居宅改善整備	県営住宅入居の優遇	生活サポート事業	福祉タクシー利用券	自動車燃料費助成	運転免許取得費用の補助	自動車改造費の助成	手話通訳者の派遣	要約筆記奉仕員の派遣	運賃の割引				有料道路の割引	NHK受信料の割引	NTT番号案内の料金免除	携帯電話基本使用料等の割引		
			育成医療	更生医療	精神医療																									鉄道	国内航空	タクシー	バス						
ページ			10	9	11	8	14	15	25	25	26	27	27	28	28	26	29	29	30	31	33	-	33	34	34	34	34	35	35	39	39	-	40	40	41	41	-		
身体障害者手帳	(上肢・下肢・体幹)	1	○	○		△	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△			○	○	○	○	○	△	○	○		
		2	○	○		△	△	△	○	○	○	○		△	△	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△			○	○	○	○	○	△	○	○		
		3	○	○		△	△	△	△	○	△	○				○	○	○	○	△		○	○	○	○	△	△			○	○	○	○	○	△		○	○	
		4	○	○			△	△	△	△		△					○	○	○	△		○	○			△	△			○	○	○	○	○	△		○	○	
		5	○	○			△	△									○	○	○	△						△	△			○	○	○	○	○	△		○	○	
		6	○	○			△	△									○	○	○	△						△	△			○	○	○	○	○	△		○	○	
	内部障害	1	○	○		△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	△				○	○	○	○	○	△		○	○	
		2	○	○		△	△	△	△	△	△	○		△	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	△				○	○	○	○	○	△		○	○	
		3	○	○		△	△	△	△	△		○				○	○	○	○	○		○	○	○	○	△				○	○	○	○	○	△		○	○	
		4	○	○			△	△		△						○	○	○	○			○	○			△				○	○	○	○	○	△		○	○	
	視覚障害	1	○	○		△	△	△	○	○	○	○		○	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	△				○	○	○	○	○	△	○	○	○	
		2	○	○		△	△	△	○	○	○	○		△	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	△				○	○	○	○	○	△	○	○	○	
		3	○	○		△	△	△	○	○		○				○	○	○	○	○		○	○	○	○	△				○	○	○	○	○	△	○	○	○	
		4	○	○			△	△	△	○						○	○	○	○	△		○	○			△				○	○	○	○	○	△	○	○	○	
		5	○	○			△	△		△						○	○	○	○			○			△				○	○	○	○	○	△	○	○	○		
		6	○	○			△	△								○	○	○	○			○			△				○	○	○	○	○	△	○	○	○		
	聴覚・平衡障害	2	○	○		△	△	△	○	○	○	○		△	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	△		○	○	○	
		3	○	○		△	△	△	○	○		○				○	○	○	○	○		○	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	△		○	○	○	
		4	○	○			△	△	△	○						○	○	○	○			○	○			△		○	○	○	○	○	○	△		○	○	○	
		5	○	○			△	△		△						○	○	○	○				○			△		○	○	○	○	○	○	△		○	○	○	
		6	○	○			△	△		△						○	○	○	○				○			△		○	○	○	○	○	○	△		○	○	○	
	音声言語	3	○	○		△	△	△	○	○		○				○	○	○	○	△		○	○	○	○	△				○	○	○	○	○	△		○	○	○
		4	○	○			△	△	△	○	△					○	○	○	○			○	○			△				○	○	○	○	○	△		○	○	○
療育手帳	重度	Ⓐ				△		△	○		○	△	○	△	○	○	○	○	○		○	○	○	○	△				○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	
		A				△		△	○		○		△	○	○	○	○	○			○	○	○	○	△				○	○	○	○	○	△	○	○	○		
	中度	B				△			△		○				○	○	○	○			○	○	○	○	△				○	○	○		△	○	○	○	○		
	軽度	C													○	○	○	○				○			△				○	○	○		△	○	○	○	○		
精神障害者保健福祉手帳	1級				○	△			○	○	△	○	△	△	○	○	○	○	○		○	○			△						○		△	○	○	○	○		
	2級				○	△			○	○					○	○	○	○			○	○			△						○		△	○	○	○			
	3級				○				△	△					△	○	○	○				○			△						○		△	○	○	○	○		

ライフステージごとの利用サービス例





マスコットキャラクター
ターナちゃん